

仕様書

1. 委託する業務について

静岡労働局が管理する下記場所の除草（草刈り）を委託する。

2. 履行場所（業務実施場所）

①藤枝市潮字神田 492番48

旧雇用・能力開発機構センター職員宿舎潮1（面積：187.23 m²）

②焼津市三和字治長請所 1138番

旧雇用・能力開発機構静岡能開センター職員宿舎三和（面積：430.50 m²）

3. 業務内容

- ・上記場所の敷地内に生えている雑草を草刈り機や手作業等で除去すること。
- ・作業部分については別添図面のとおりとし、石積みブロック部分の雑草除去も行うこと。
- ・除去した雑草等（作業中に発生した廃棄物含む）を処分すること。

4. 履行期間

契約締結日から**令和3年7月16日（金）**まで

5. その他（注意事項）

- ・当該業務に要する器材機具および消耗品については受託者の負担とすること。
 - ・作業実施日の3日前までに、除草作業を行う旨の案内を実施場所に提示し周辺住民へ周知すること。
 - ・作業を行う際、周辺住民の安全確保に努めること。
 - ・除草作業後は必ず周囲を確認すること。
- （※周辺住民への配慮として、道路等に草が散乱していないように注意すること。）

6. 見積りについて

- ・見積書には、当該作業を実施するのにかかる費用をすべて記載すること。
- ・見積り金額の消費税については円未満切捨てで積算すること。
- ・見積書の提出期限は、**令和3年5月27日（火）**とする。

7. 留意事項

静岡労働局は、下記の要件を満たさない事業者とは契約を締結できないことを留意の上、見積書を提出すること。

①厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

②過去1年以内に、貴社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。

8. 契約について

- ・契約後具体的な作業実施日については、協議の上決める。
- ・作業完了を確認するため、作業風景等（作業前・作業後・トラック等に積んだ草刈の残骸の様子）を撮影した画像を添付した作業実施報告書（任意様式とする）を委託者へ提出すること。
- ・契約金額の支払いについては、作業実施後の精算払いとする。すべての作業場所の作業が終了後、作業完了書と請求書を提出すること。
- ・その他、本仕様に取り決めのない事柄については、その都度協議の上取り決めること。

【担当者（見積書提出先）】

〒420-0031

静岡市葵区呉服町 2-1-5

NPO 法人オールしずおかベストコミュニティ

支援部 支援課 小串

TEL 054-251-3515

FAX 054-251-3516